

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病11月号

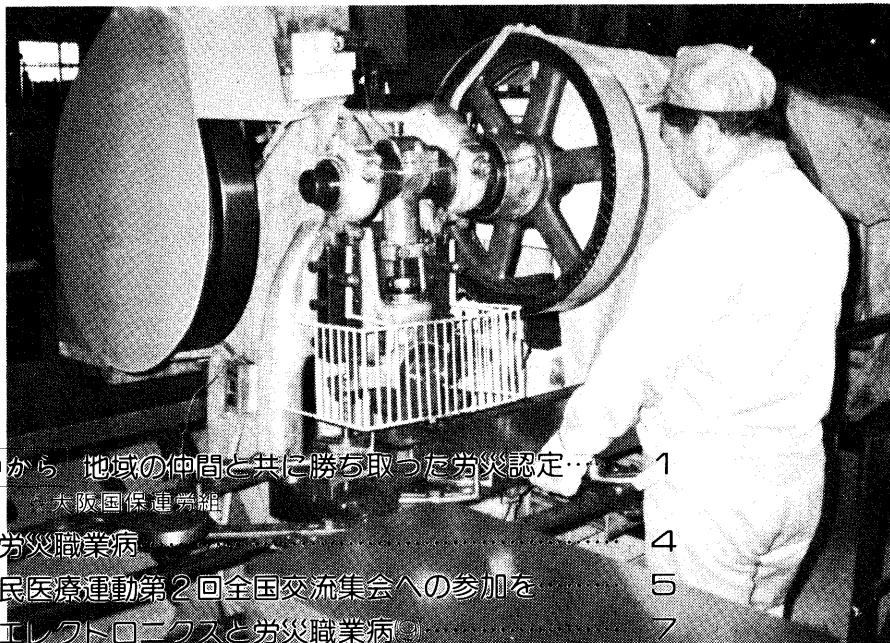
(通巻第115号)

関西労働者安全センター 1983.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

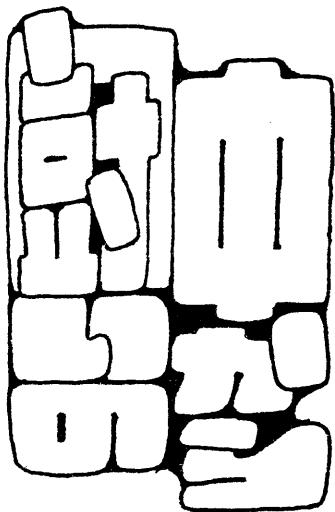
☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 闘いの中から 地域の仲間と共に勝ち取った労災認定……………1  
大阪国保連携組
- 目でみる労災職業病……………4
- 労働者住民医療運動第2回全国交流集会への参加を……………5
- マイクロエレクトロニクスと労災職業病……………7
- 前線から(ニュース)……………10
- 三池大災害20周年にあたって……………19
- うちの組合……………21

☆全金佐藤金庫支部



# 地域の仲間と共に かちとった 労災認定

## • 故中谷弘勞災認定圖爭勝利報告 •

# 大阪府国民健康保険団体連合会職員労働組合

はじめに

私たちは、故中谷弘労災認定闘争に取組んで、一年余が経過しました九月二十七日、第十六回労基署交渉におきまして認定を勝ち取ることができました。

この闘争の間、関西労働者安全センター、総評東地協の献身的、かつ力強い支援を賜わりましたことに心より御礼申し上げますとともに、紙面を借りまして闘争の経過を報告致します。

「駄場で倒れてから」  
勞災申請をするまで

私たちの職場は、国民健康保険法に基づいて設立された公法人の組織で、府下市町村から委託を受け、病

院、医院等から請求のある治療費請求のチエック、及び、適正な支払いを行つてゐる事業所であります。故中谷元組合員の業務は、歯科部門に関するレセプト（請求明細書）の審査及び再審査業務を担当する主査（当時）で、八二年七月三〇日、午前十一時頃、保険者（市町村等）から電話照会のこととで、「データ調査のために立ち上がつたが、「立ち暗みする」といつて椅子に座り込んだまま、しばらくして国立大阪病院に運ばれ、「脳幹出血」と診断されました。

私たちは、この報を受けて、労働災害ではないかと直感し、専門的知識をもつておられる安全センターに相談し、ます、学習会をもち、榎本事務局長から、職卒中に関する一般の知識、及び、職卒中に関する労災認定闘争の経験等の講義を受け、同事務局長の指導のもとに、倒れた時の状況、業務内容、家庭での状況、健康状態等々を、職場の同僚、夫人

及び、外部の業務関係者から、細大  
もらさず、五か月間に及ぶ調査をや  
り切る中で、(2) 業務管理課の歯科

部門担当主査として、業務内容が極  
めて心疲労が激しく精神的ストレス  
が大きなものであること。(2) 歯科  
部門の総レセプト数、及び、直接担  
当していた再審査申出件数が、年々  
大幅な増加傾向にあった。しかも、  
担当者が一人であり、労働負荷が大き  
かつたこと。(3) 八二年に入って  
からの業務量で、三月と七月に大き  
な山があり、この両月と符合するよ  
うに体調の悪化を訴えていること。  
安倒れる直前の状況として、夏休

休暇をとり、日程が少なく、しかも  
通常より多い業務量のため、これを  
消化するのに極めて濃い密度で業務  
をしたことで疲労が大きかった。以  
上、凸点の主な理由で労働災害と判  
断し、同年十二月十四日中央労働基  
準監督署に療養補償給付の請求を行  
いました。

## 調査後、決意も新たに 弔合戦

五か月間の調査活動でまとめられ  
た自己意見書とともに、療養補償給  
付の請求書を労基署に提出して、  
一息ついたのも束の間、本年一月一  
日午前八時二〇分、療養のかいなく  
急性心不全でなくなりました。私は  
ちは悲しみにくれる間もなく、急ぎ  
、一月二十一日遺族年金補償給付に  
切換え、労基署に請求書を提出しま  
した。

一家の大黒柱を失った遺族（夫人  
、長男十才、次男七才、長女一才）  
のことを考えますと、労働組合の責  
務として、せめて経済的基盤を確立  
させるため、なんとしても労災認定  
を勝ち取らなければならないと固く  
決意し、「弔合戦」と位置付け、新  
たな闘いにスタートしました。

一方、労基署は私たちが提出した

自己意見書に対し、連合会当局から  
資料を求めたり、故中谷夫人、職場  
の管理者、同僚等に事情聴取する作  
業を行ない、私たちと実質的な交渉  
に入ったのが、三月一日で、この交  
渉では、「局医に判断を求める前に  
労働組合と協議する」とのルール確  
立を行い、署の先行する判断にまず  
歯止めをかけました。その後、労基  
署は、連合会当局に補足資料の提出  
を求めたり、職場の立入り調査を行  
いました。こうした動きの後、私た  
ちは、必ず署交渉をもち、確認と見  
解を求めていましたが、遅々として  
進まない労基署の作業に抗議も含め、  
五月二十五日の第六回交渉に、二三名  
の交渉団を構成し、「年々件数が増  
え、再審査件数も、八二年三月、七  
月の両月に山があつたことは負担が  
大きかった」と、私たちが主張して  
いることを認めさせ、交渉が一気に  
有利に展開、労働災害であることに  
一層の確信を深めました。

## 労基署への反論

### そして取組みの強化

しかし、労基署は、六月に入つて局医に判断を求めたとして「医学的に業務上災害とするには疑問がある」と言い出し、行政サイドの責任逃れをしてきました。

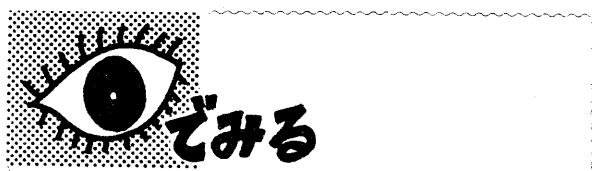
私たちは、すかさず、七月六日には、二五名の交渉団を構成し、署長と第九回交渉をもち、署から指摘があつた「自己管理不足」「卒中を起すほどの業務量でなかつた」ことに激しく反論を加え、「白紙にもどして検討」を約束させました。さらに、係の立証が難しいとされる、この闘取組みを強化し、総評東地協の再度の支援決議を受け、「組合まわり」で東区内各団体から、また、私たちの全国組織からのをあわせ、二百六十余通の支援団体署名を八月一日に、再審査関係の資料を八月四日に、組合員等からの申立書三通を八月一日、と位置付け、故人、遺族のために、

同十九日に、医学的に反論する立場から、新井医師（松浦診療所）、金万医師（堺市民病院）の意見書を、それぞれ労基署に提出して、一気に認定へ向け押し上げを図りました。加えて、八月三十一日には、六四名の動員を図り、とどめの交渉を行いに業務上災害とするには疑問がある」前述したように、九月二七日、第十六回交渉において認定を勝ち取りました。

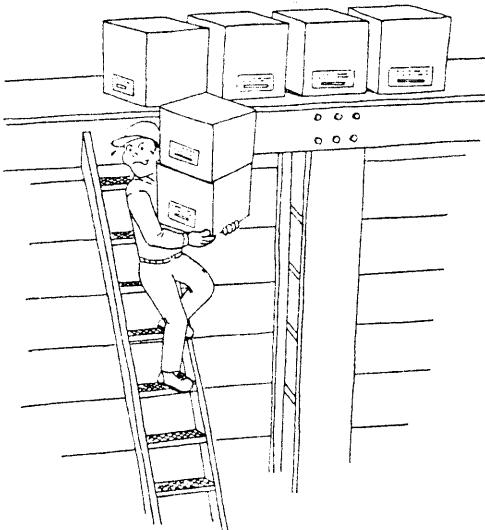
なにがなんでも認定を勝ち取るんだという、私たち労組の團結とが一体となつたことだと確信しています。最後に、あらためてこの闘争に御支援、御指導を賜りました皆様に御礼申し上げまして、私たちの故中谷弘労災認定闘争の勝利報告といたします。

## おわりに





## 労災訓練業店



「KYT」この言葉を知っている人もいるでしょう。危険予知訓練といつて、図のような様々なシートを見て、どこに危険がひそんでいて、どのように対策を立てればよいかを考える方法で、日常的に危険をばやく察知し、事故を防止する能力を身につける訓練のことです。ほとんどの大企業で行われており、QCやZDなどと並んで労働者の自主活動

の一つとなっているものです。図を見れば、重い荷物をもつているからそれだけでバランスをくずし転落する恐れがあります。しかも、二つも持つことにより顔が隠れて段が見えないのでから、足をふみはずすとも考えられます。

私たちがます考えなければならぬことは、労働者自身の不安全行動よりも、それを強いられる環境でしょ。図でいえば、重い荷物を高所に置いておくことこそ、問題にしなければならないと思います。荷物を地上に置いておけば、少なくとも転

落事故という危険は存在しないから

す。模範解答は、「踊り場からは後向きで階段に移り、その後、荷を一つ持つて一段ずつゆっくり降りる」となっています。皆さんはこの模範解答通りになりましたか?こうした解答が出るよう何回もくり返し訓練していくのです。しかも、集団で対策を考えていくので、一人でも対策通りにやらずに転落事故などを起こしたらそれこそ大変です。本人の不注意となってしまい、労災として申請することなら困難になってしまふという恐しい訓練です。よく言う労災不注意論をうえつける最も有効な方法として「大好評」を博しているそうです。

ここまで誰でもすぐわかることがあります。問題はこうした危険を防ぐためにはどうすればよいかということです。問題にしなければならないと思います。荷物を地上に置いておけば、少なくとも転

です。しかし、これを実現しようとするれば、企業と衝突することになりまます。K Y Tは、企業と対立することはタブーとなっているから先の模範解答のようになるのですが、労働

者が本当に安全問題に取り組もうとするならば、企業に対する要求を常に持つて臨むという姿勢が大切です。最近では、K Y T運動は大企業で成功をおさめ、関連の中小企業にも広

がってきつつあります。こうした企業主導の安全運動と対決するために持つて臨むという姿勢が大切です。も日常の安全運動ではなく、安全闘争が必要とされます。

# マイクロエレクトロニクスと 労災職業病

(その9)

総評マイコン調査委員会の第二次

報告書を前回紹介したが、その中で対応策として、当該の労働者自身が事前協議等の取り組みに参加し、中 心になることの重要性について述べた。そうでなければ、組合として労使協定などを勝ち取っても、かえつて労務管理の一層の強化になってしまふ。今回は、当該労働者が中心になつて、ME合理化と闘つている例をあげてみたいと思う。

## ワードプロセッサー

### 導入との闘い

タイプリストの労働態様は、ワード プロセッサーの出現で大きく変化して いる。全石油スタンダードバキュー

ム労組モービル本社支部では、この 变化に対してもいち早く闘いに取り組んでいる。その報告集「N P (ワード 調査、問題点の分析を行つていた。

ドプロセッサー)導入に関する合理化 反対闘争報告」(一九八三・七)に そつて、その経過を追つてみる。

オイルショック以降、石油業界は、効率化合理化によって、利潤拡大に努めてきたが、八〇年代に入つて 製品値上げをしたもの、需要が伸びず低迷している。こうした情勢の中で、事務部門の合理化、省力化も 他産業に比べても一歩先んじて行なわれている。モービル石油ではそのひとつとして、タイプ室の合理化のために、ワードプロセッサーが導入され ている。

これに対し組合では、W P化構想 が明らかになつた翌月八一年八月に 合理化対策委を設置し、独自の実態 調査、問題点の分析を行つていた。

そして、会社のW P 計画、O A 機器導入について、変更がある場合、事③ W P とタイプとの間に新たな仕切りをすること。

場にも共通する問題といえよう。

前に話をするのを確認させた。そ

#### ④吸音装置の設置。

して、二年九月に具体的な内容が発表されるや、タイプの職場で話し合

なると思われるものは使わせるこ

いを開始し、健康、職場状況、労働

定期的健康診断を受けさせること。

次に、八二年十月十四日に四項目要求書を直轄課長て提出)、更に、十

①休憩時間のとり方をWPにそつて  
変えてもらいたい。  
(連続使用は

一月十九日に九項目を提出している

作業者に負担がかかるので現在の

重要な当該労働者  
血筋のところみ

- ③従来のタイプライターの数、配置は変えないこと。

④職場で働く者を最優先させ、変更については事前の説明を要望する。

九項目要求

①騒音測定器を備えること。

②ケーブルの機械室のドアを出入りの時以外は閉めてもらうこと。

この内容を見ると、ブラウン管を見続ける目の不安などと共に、WP導入によって職場のスペースが狭くなり、騒音や空気のよごれというよううな今までの事務職場にはなかつた職場環境の悪化が労働者に影響を及ぼしていることを示している。これは、他のOA機器を導入している職

・コンタクトレンズが使えない。  
・電車内で本を読むのがいやになつた。  
・頭が痛い。  
・肩がこる、腕・指が疲れる、痛い。  
・一日中耳なりがする、耳が痛い。  
・室内全体がザワザワして落ちつかない。

タイピスト間で、昼休みに話し合  
いを続けていくなかで「要望書」を作  
り、上司との話し合いも行われた。  
しかし、その後は、「言ってもしょ  
うがない」という意見が出たりして、  
あまり活発なものではなくなつてい  
るが、月一回程度の話し合いの場が  
今も持たれ続けているという。

この報告の総括の項に、ワープロ  
作業について肌身で感じることとし  
て、以下のように述べられている。  
「ワープロ従事者各人が自由にコン  
トロールしうる有益な機能としての、  
いわば自らの労働や創造意欲に従属  
させることができ可能な手段としてのワ  
ープロではなく、全く逆に、ワープ  
ロが持つ効率のよさそのもののゆえ  
に、それに使いこなされる非人間的  
な実態の拡がりがある。」O A 機器  
の導入によつて拡がる「非人間的な  
実態への抵抗は、その職場での執  
拗取り組みを絶えず行い続けること  
がどうしても必要となり、この闘い  
の例はそれを示しているといえよう。

## 年末カンパのお願い

各位におかれましては、年末闘争その他諸とりくみにお忙しいことと存じ  
ます。また日頃からの当安全センターへの御指導、御鞭撻に対し心よりお礼  
申し上げます。

安全センターは、結成以来今年で10周年を迎え、去る9月30日には記念祝賀会を開催し、新たなる10年に向けての決意を固めたところです。また今年度は、大阪市職や摂津市職等自治労関係での闘いも進み、市職民生局支部では1500名近くの保母労働者の自主健診がとりくまれるまでに発展しています。しかし、長年懸案となっている財政確立については、今年度も機関誌拡大運動等を行ない努力はしておりますが、闘争のための諸経費の増大に未だ追いついていないのが現状です。

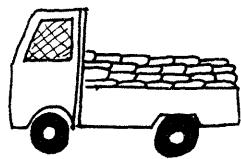
新たな10年に向け、より運動を発展させるためにも財政の健全化は急務であり、役員一同努力することを決意しておりますが、当面は各位の御協力に頼らざるをえない状況であり、ここに83年度年末カンパへの御協力を強くお願いする次第であります。

## 針灸治療制限闘争

### 全港湾米運分会

#### 大阪府・食糧庁 と交渉

10.29 大阪府交渉



分わかつたので、上司と相談の上、  
労働省に上申することを考えたいと  
回答した。

#### 11.1 食糧庁と交渉

十一月一日、大阪食糧事務所の所長との交渉を行った。府と同主旨の申し入れを行い、回答を迫った。所

長は、全国的な問題なので、よく実態を調査し、農林省に上申したいと述べ、大阪事務所長としての見解も出したいと積極的に回答した。

全港湾としては、今回の交渉をふまえて、全港湾中央本部として農林省、労働省と対応していくことになつてている。

全港湾米運分会は八月の定期総会で、秋・年末闘争の重点課題として針きゅう治療制限反対闘争に取り組むことを決定し、米穀流通に関係する官庁との交渉を開始した。これらの交渉には、同分会の提起を受けて全港湾関西地本としても取り組んでいる。

### 合本 関西労災職業病

一~五〇号・五〇~一百〇九  
全二巻

一五〇〇〇日

# 労働者住民医療運動

## 第2回

### 全国交流集会への参加を

全国各地で、労働者や地域住民の命と健康を守るために日夜休みなく医療活動を続けておられる医療従事者や学生の皆さんに、労働者住民医療運動第二回全国交流集会への参加を呼びかけます。

今、政府・自民党・財界は一体となつて、健康保険法の根幹をゆるがず大改悪を强行しようとしています。

一九二六年健康保険法が労働者の不満を抑圧するための懷柔政策として初めて導入されて以来、医療は資本主義体制を維持安定化するための社会保障政策の要として重要な役割を果してきました。しかし今回の改悪案では、被用者保険本人への二割自己負担制の導入や入院給食材料費の患者負担等の一連の自己負担増の導入を始めとして、徹底して国民に犠牲を強要する内容となっています。

しかも厚生官僚は、自由診療枠を拡大し、アメリカ型の徹底した資本主義医療一すなわち金持ちには高度の医療を、貧乏人には劣悪な医療を

一への方向転換することを公言している程の反動化が進行しています。

また労働行政においても、昨年の針きゅう治療制限から一〇〇〇名を

こえる大量の被災者が補償を打ち切られ、更に今後は労働基準法の抜本的改悪が目論まれるなど反動化は一層進行しています。

しかし一方、この反動化攻撃に対する労働者住民や医療従事者の闘いは、まだまだ弱体です。労働者住民医療連絡会議に結集する私達は、発足以来のこの一年、労働行政の反動化に対し労働団体と協力して闘いを展開し、不充分ながらも一定の成果をあげることができました。個々の医療機関としては微力ながらも、全国的に結果をはかることにより、お互いが励ましあい勇気づけられて闘いを進めることができたことが何よりも大きな成果でした。

厚生行政の反動化に対する闘いには、より広範な労働者や住民、医療

従事者の結集が必要ですが、今緊急に必要とされているのは、政府・自民党の改悪攻撃の本質を見極め、正しい反対運動の路線を定めることではないかと私達は考えています。そのため今回の交流集会では、「現在の医療政策の動向と我々の任務」をテーマとした問題提起を行い、参加の方々からの意見や批判を求めたいと考えています。そしてこの意見を集約し、各地の反対運動や労働団体等への働きかけを強力に推し進めていくことを計画しています。

更に今回の集会では、各地での地域医療の実践について報告を受けたいたいと思います。とりわけ、農村地域と都市部では地域医療のとりくみの方法にかなり根本的な差がありますが、しかしぬざすところは共通しています。そこで、農村部・新潟県南魚沼郡大和町で極めて活発に農民の命と健康を守る医療活動を開拓している、町立ゆきぐに大和総合病院院長黒岩卓夫氏に報告をお願いして

います。また私達の仲間からは、尼崎で都市住民の命と健康を守る活動を長年地道に続いている阪神医療生協から石丸修氏の報告を受けることになります。  
再度、全国の仲間のみなさんに、集会への参加を心から呼びかけます。この未曾有の医療危機に抗し共に闘いましょう。

### 11月 19日 (土)

午後5時～7時 労働者住民医療機関連絡会議

#### 第2回総会

(大阪部落解放センター 4階第二研究室)

午後8時～ 部署別交流会

医師、看護婦——部落解放センター  
針きゅう師、事務担当者——松浦診療所

### 11月 20日 (日) 午前9時～午後3時

労働者住民医療運動 第2回全国交流集会

◎報告 労住医連一年間の活動

現在の医療政策の動向と我々の任務

◎講演 「農村部での地域医療の実践から」

黒岩 卓夫  
(大和町立ゆきぐに大和総合病院院長)

「都市部における住民医療運動」

石丸 修 (阪神医療生活共同組合医師)

連絡先／労働者住民医療機関連絡会議事務局

TEL. (06) 574-8010 (松浦診療所内)

# 前編から

卷之三

# 大阪

受診申し込み  
既に1000名をこえる

十一月五日、た後、急ピツチで体制作り

が進み、十一月四日の健診

## 実行委における第一次集約

卷之三

支局民生職市

部保母の頸肩

腕、腰痛健診

ての健診団の

内なわれ、医師

田が出席した。

第3章 健全化

現在、健診側

るが、民生局

二〇日の大会に

施を最終確認し

# 大坂

## 「作業後一週間の発赤」

## 放射線皮膚炎を裏付ける証言

岩佐訴訟控訴審第11回法廷

「敦賀原発へ行つてから

遅間か十日ぐらいたいた

右ヒサの内側が赤くな

小さなかぶくれかで老いたのを見ました。

の段階で、既に最終目標の千名を超えて、順調に組織化が進めば、受診者数は、二三百～千三百名が達成できる見通しがでてきている。これは全保母の七～八割の水準に当たるもので、今回の自主健診に対する関心が高めて高いことを示している。一方、健診団（團長・松浦良和医師）も、十一月十一月二日に大阪高裁で開かれた、岩佐訴訟控訴審第十一回法廷で、原発作業後の症状の経過を裏づける貴重な証言が行なわれた。

に入つて最終的な準備に入つており、既に千二百名までの体制は整つてゐる。

十一月十三日から十二月十五日にかけて、いよいよ健診が実施されるが、安全センターとしても、今秋最大の取り組みとして万全を期している。

原告敗訴となつた地裁判決では、作業後阪大病院受診までの症状の経過が不明であるとして「放射線皮炎」を否定しており、この

証言はそれをくつ返す意味をもつてゐる。今後の法廷は、被告日本原電の申請した再々鑑定が行なわれる一方、前回から予定されてい

た、岩佐氏と共に作業した助手の尋問が来年二月八日午後一時より二〇二号法廷で行なわれることになった。

## 東京 マニガン中毒新認定基準 あじって 被災者らが産衛学会と交渉

十月三十一日、東京でマンガン中毒の被災者等は、産衛学会理事との会談を行つた。今年一月、労働省はマンガン中毒の認定基準を改正したが、内容は全く実態を無視したものであり、関西の研究者・被災者団体は労働省に要請書を出す一方、産衛学会に対しても、認定基準作成にあたつての

専門家会議が、学会員を中心にして構成されていると、いうことで会談を申し入れていた。これに産衛学会が応じたため、今回の会談となつた。

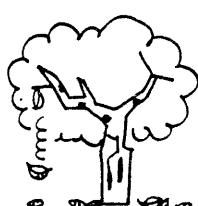
当日は、関西研究者交流会、植田マンガン労災訴訟団、全港湾名村分会など、マンガン中毒被災者三名を含め八名が参加し、産衛学

事が出席した。

会談は、まず、白木、宮路、安田氏のマンガン中毒被災者の訴えを聞くところから始まつた。三人は、それ病状や、作業の実態等について話し、労災認定基準が、職場や被災者の実態に全く合つていないこと強く訴えた。続いて、今回

の許容濃度委員会の勧告基準をそのままとり入れたもので、しかも、同委員会は、勧告した濃度基準を労災の認定要件にしてはならないとしているにもかかわらず、労働省が無視してとり入れてしまつたのだった。この点に関して、両理事は、許容濃度委員会にはかり、学会としても何らかの見解を出すことを約束した。

医師等が問題点を指摘した。とりわけ問題となつた点は、認定基準として、暴露濃度が五PPM以上と定められ



せせせせせ

# 京都

## 障害11級で四〇〇万の判決

→京都地裁へ

去る九月二八日、京都地裁で森路裁判の判決が出された。企業の労災責任は明確に認められたが、損害額については不十分だったため、控訴も検討したが、最終的には判決に従うことになつた。

# 吹田

## ポスターはり、ビラまきなど 相談活動受付の準備始まる

具体的には、ポスターは

森路氏は、畠卸商の従業員として働いていたが、八〇年三月三十一日、倉庫の二階で、結束作業中ロープが切れ、一階に転落した。後遺障害として十一級と認定された。事故に関して社長の責任を追及したが、全

く誠意がみられないため、八二月六月裁判にふみ切つた。足が不自由でも残業をするにもかかわらず、手すりなどの安全防護策が全

くなかつたことなど、企業の過失責任は明白であつた。金が事故当時に比べ減少していいことが理由とされただ。足が不自由でも残業を行なうなど必死に働いて賃金を得ているにもかかわらず、単に前後の賃金だけを比較して逸失利益を算定したこととは不充分な点として残つた。

吹田市の労働者有志で作つてある吹田労災なくす会では、相談受付など地域に勝ちとなるなどの成果をえ、ための準備を進めている。対の闘いや、いくつかの労災認定闘争に関わってきてるところである。

の出発となつていたが、職場での安全衛生顧問制度を動を強め、内部では学習会を通じて安全衛生に関する知識を身につけるなどの活動を行うことになつてている。今後の活動の定着が注目さ

た。

裁判は、書面のやりとり

ため、提訴から一年半で判決が下された。



損害額は総額一七〇〇万円の請求に対し、四〇〇万円と判断されたが、これは、森路氏の再就職後の賃

金が事故当時に比べ減少していいことが理由とされた。足が不自由でも残業を行なうなど必死に働いて賃金を得ているにもかかわらず、単に前後の賃金だけを比較して逸失利益を算定したこととは不充分な点として残つた。

保母の頸肩腕障害

阿倍野勞基署

「嘔吐」の発音を教導に際して

地域合同会は、

新に恋じろということは今までなかつたことである。

十月十七日には、総評東

南地区評の支援を得て交渉を行つたが、中川労災課長

aaaaaaaadac

受けてほしいとの要請があつた。しかも、応じなかつた場合は、受診命令を出すという権力的な対応に出できた。

請以来、数回交渉を行つて  
いたが、担当係官が途中で  
変わらるなど、引継ぎが不十分  
分なこともあつたが、理由  
を明らかにせず、局医の診

東大阪

## 頸肩腕障害で労災申請

・全金オーディオ支部・

十月二七日、全金オーリ  
マ支部は組合員山西氏の頸  
肩腕障害の労災申請を天王  
寺労基署に行なつた。

山西氏は七八年入社以来  
一貫してコンピュータオペ  
レーターとして従事してお  
り、八〇年頃より手首にこ

作に起因する疾病であることが明白になつたため、労災申請にふみ切つたものであります。また、会社と交渉し

りかけてきたり、腕肩などに痛みを生じ、今年の二月には治療のため通院する状態になつた。組合では早速安全センターと協力して原因調査を進め、山西氏の頸肩腕障害は、コンピュータ操

は、業務と病氣との因果関係が不明であるからと一般的理由をくり返すのみであった。しかも、鑑別診断のために、整形外科や精神科をも受けてもらうと、被災労働者の人権を全く無視した高圧的な姿勢に終止した。望ノ門保育園では、過去二人の頸肩腕障害の被災者が労災認定を受けており、九割が、

（詳細次号）

コンピュータ作業を軽減すること、作業イスなどの対策を実現させ、山西氏の症状も徐々に軽快している。

今、OA時代といわれ、中小企業にもオフィスコンピュータが導入されているが、それに従事するオペレ

ーターの頸肩腕障害などの職業病が問題になってきてる。同支部は、山西氏の頸肩腕障害はその典型である。

るととらえ、是非とも認定をかちとらねばとはりきつている。

# 大阪

## フィールド合宿 OB会開かれる

若手医師連合体結成の提案も

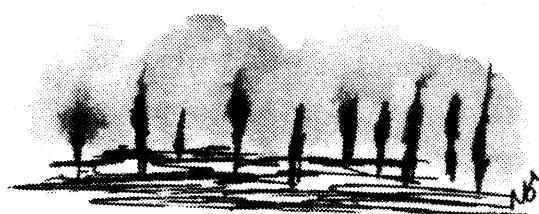
フィールド合宿のOB会が約二〇名の参加で十月十五～十六日に大阪で行なわれた。

フィールド合宿は毎年夏季に医学生を中心にして集まり、一定期間に労働組合も訪問するという形で行なわれ、今年で十回目を数えた。松浦診療所設立の準備過程で南大阪の労災多発現場の見学ということで行な

われたのが始まりであるが、その後、学生運動、医学生運動と労働運動の交流として広がり、昨年からは、労災職業病をメインにした全国的なとりくみとして発展するに至っている。すでにこのフィールドを経験した医学生、医師も多くを数えており、かねてより連絡の必要性がいわれていたものである。

OB会初日は、第一回と今年第十回フィールドの八月リを上映し、これまでのフィールド合宿をふりかえり、現在の若手医師の直面する問題などについての議論に花が咲いた。そうした現状をうけて二日目には、若手医師の連合体結成の提案が行なわれ、討論の末、準備を進めていくことになった。

安全センターとしても、この若手グループの運動を今後支援していく必要があるといえる。



# 南大阪

## 南大阪地区評が 健保法改悪問題で学習会

十月十三日、健保法改悪阻止に向けた学習会が南海労組会館において、南大阪地区評主催で行なわれた。講師に松浦診療所の田村氏を迎えて、補助イスを出す程の盛況であった。

厚生省は八月二十五日、五九年度予算要求として補助費六二〇〇億円を抑制するため、医療保険制度「改正」と称して、①被用者保険の本人給付十割から八割へ引き下げ、②入院時の給食料費として一日当たり六〇〇円患者負担、③保険適用除外ビタミン剤、総合感冒剤

健胃剤、パッパ剤、④退職者医療制度、⑤高額医療費の自己負担限度額五四〇〇〇円に引き上げがもりこ

まれている。この改悪で生

活の圧迫は必至であり、生命保険会社やサラ金を含む金融機関を喜ばせるのみである。なお、松浦診療所は健保問題の学習会を組織するため講師派遣にはできるだけ応じていくことにしており、労組のとりくみが望まれる。あつた。

この第三期においては、官公労、中でもはじめて参加した大阪市従より六名の修了者を出したことは大きな成果であった。安全センターもこの間、官公労での取り組みを強化しており、非常にようこばしい現象である。

合理化攻撃がますます強まる情勢の中で、ややもすると見落としかねない安全、労災・職業病問題を「一人ひとりの生命と健康を守る」立場を忘れず、これ

## 大 阪

### 第三期労災職業病問題講座

終了す

六月二十二日よりスタートした第三期労災職業病講座は、前期一医療編、後期一運動編と五か月間にわたり開催してきたが、去る十月二六日の修了式をもつて全課程を終えた。

今回の講座参加者延べ人

数は、五一九名（一回平均四三名）で、そのうち修了者は二七名（九回以上の参加者）であった。参加団体として全港湾、全金、全国一般、全石油、労金など民間労組をはじめ、市従、市

からも本講座を通して、よ 重要性を訴えていく決意で  
り多くの地域に労職闘争の ある。

## 堀内達三氏追悼写真集

# 友を得て

### 植田マンガン被災者の闘い

裁判は七年もの長きにわたりました。しかし、  
植田マンガンの闘いは、裁判がその始まりでは  
なく、58年（昭33）の森川松太郎さんの被災と  
森川さん夫妻だけの闘いから始まったのです。  
実に25年にも及ぶ闘いが続けられているのです。  
他の被災者も同様に、堀内さんもまた、マンガ  
ン中毒であることも知られず、いやがらせを  
受けながら、ただ一人で、苦痛と闘わねばなら  
なかつたのです。そのような長い苦悩の時期を  
経て、怒りの中から、二度とこのような労災職  
業病を出させてはならない、労働者すべてのた  
めに我々がやらねばと、仲間とともに闘いに立  
ちあがられたのです。…………おじがきより

編集発行 植田マンガン労災訴訟を支援する会  
事務局：大東市御領1丁目1-18  
木野茂方 電話 0720(71)2271

領価 1500円

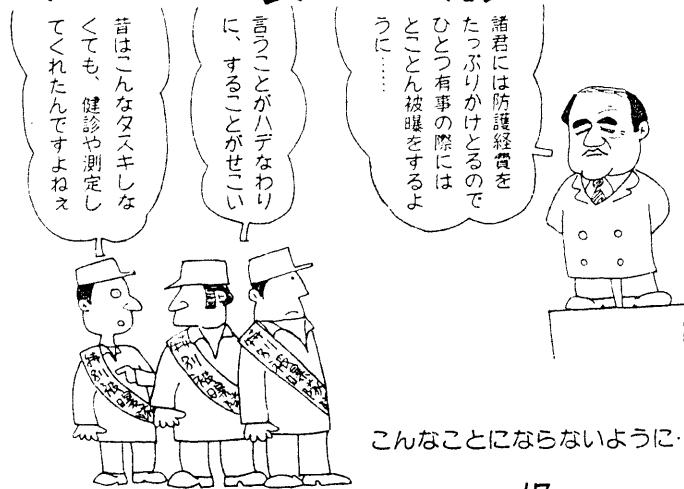
安全センターでも取り扱います。

放射線被曝線量基準の大緩和に反対しよう！

B5版26ページ  
領価300円（+10円・発送料  
260円）  
発行 岩佐訴訟を支援する会

# いのちの算術

## すべては安上り原発のために



# 十月の新聞記事が

- 十・一三 横浜港で船内作業中の労働者が船倉に落下し即死
- 十・一五 沖縄県南端沖で貨物船と漁船が衝突して一名死亡
- 十・一六 広島、長崎の被爆者を追跡研究していた放影研の山本博士らは、高い肺ガン発生率があることを報告
- 十・一七 大阪で公害病の中一少女がぜんそく発作で死亡
- 十・一八 三井建設が大阪市内の木津川に強アルカリ汚水を一年にわたりたれ流していたことが判明
- 十・二〇 大阪市で倉庫火事があり、猛毒の殺虫剤スミチオンの異臭と白煙が周辺にたちこめた
- 十・二二 松山市でガスマれ調査中の作業員ら三人が一酸化炭素中毒で倒れ、一人が死亡した
- 十・二十四 原発の被ばく線量基準緩和反対で日本原水禁などが署名運動を開始
- 十・二六 大阪で西淀川公害患者が千人のマンモス原告団を結成し、第二次提訴にふみきる
- 十・二七 静岡県で六価クロムをたれ流し警告を無視した業者が逮捕された
- 十・二八 プライバシーの侵害として反対が強まつていいる「精神衛生実態調査」について、厚生省は患者・家族の同意を求めるなど調査方法の大変更を決めた
- 十・二九 京都でステロイド剤の副作用で顔がただれとして女性が医師を裁判に訴えた
- 十・三〇 環境庁にある公害補償不服審査会は等級を切り下げるられた名古屋のゼンソク患者の処分は妥当でないと判断
- 十・三一 英の核再処理工場付近で子供も発ガンが異常に高いことが報道される

# 三井三池大災害20周年にあたって

十一月九日は、三井三池大災害から二十周年にあたります。二十年前の一九六三年十一月九日、三井鉱山三池鉱業所三川鉱での炭じん爆発により、四五八人の尊い生命が奪われ、八三九人の一酸化炭素中毒患者を出した戦後最大の炭鉱事故でした。

現在患者は、重症患者で治療中が七四人、死亡十人で、しごれ、ケイレンなどの他、脳障害をおこし、記憶喪失などの障害に苦しんでいます。また、六六年には、労災法上の「治ゆ」であるとして、七三九人に對して補償が打切られています。組合と遺族は、炭じん爆発は人災だとして裁判を提訴する一方、会社と交渉して「C0協定」を定め、三年ごとの改定闘争を闘い続けています。また、十一月九日には、現地で三池大災害二十周年抗議集会が開かれる予定になっています。

今まで安全センターとしては不充分な関わりしかできていませんが、労災職業病闘争を闘う者として、原点となる三池大災害を決して忘れてはならないと肝に命じています。以下は、大災害により生ける屍となり、病床より三井を告発しつづけた故宮島重信さんの葬式で読み上げられた弔詞です。三池からの報告第三集より転載させていただきました。

十一月九日は、三井三池大災害から二十周年にあたります。二十年前の一九六三年十一月九日、三井鉱山三池鉱業所三川鉱での炭じん爆発により、四五八人の尊い生命が奪われ、八三九人の一酸化炭素中毒患者を出した戦後最大の炭鉱事故でした。

宮嶋さん

あえかに燃えつづいていた

あなたの命のともしひはついに消えた

いや

あなたははつきりと殺されたのです

合理化の重石を背負わされ

「オレヲコロスナ」

「なかまを返せ」

と絶叫しつづけながら

三井鉱山になぶり殺しされたのです。

でも

あなたは

死ぬにも死に切れず

悶え苦しみながら生きている

わたしたちの心の中に生きているのです

でも

ミイラのように腐りかけた

化け物の目をカツと見開き

三井の虐殺鬼をにらみつけているのです

骨のとび出した

おのがむくるを血膿につつみ

亀の甲羅と硬ばった皮の破れ目から

こめどなき怨念の血を噴き出しながら



# 弓町の組合

## 全金佐藤金庫支部

(大阪市 港区)

仕組みになり今日に至っています。

### 名ばかりのボーナス

### そして組合結成

#### 地域とともに闘った

#### 労働組合運動

組合を結成するまでの間は、四月の賃上げ、ボーナスとは名ばかりで、各部署の職長が労働者代表として会社と交渉をするという形だけでした。

そのつど会社はもうけていないからということで仕事をどんどんやり、来年はそれ以上に上げてもらおうと職長の言葉を我々も信用して仕事に励んだのですが、いつまでたっても我々の生活は向上するわけではなく、かえって年々苦しさが増すばかりでした。そういうなかで、一九七四年十一月に九名の仲間が組合を結成し、全国金属に加盟して年末一時金闘争に入ったのです。結成当時、労働者は約五十数名働いていましたが、組織ができた日、地域の多くの仲間が参加し、労働者の権利は労働者自ら

の手で闘い取らなければと指導がつきました。そして約三分の二ほどが組合加入したのです。

労働者の動搖をねらい、ロックアウトとも言うべき臨時休業という対坑策を出してきました。組合員宅には電話報を打ち、非組合員に対しては電話にて説明をするという悪らつなやり方で切り崩しを計つてきましたが、地域の仲間と我支部執行部の力強い行動により、見事敵のねらいを粉碎してきました。年末一時金闘争も徹底的に資本を追及し、地労委の場で今後団交には社長を出席させる確約を取り、一時金を勝ち取り、一定の成果を治めて来ました。更に資本は、春闘で年末のまき返しを計ろうと、

親会社丸善資本から専務取締役が派遣され春闘前段から組織破壊攻撃を企ててきました。加藤専務、河村取締役は関経協と連絡を取り、春闘対策の指導を受け、交渉中に経営者が姿をくらますという無責任な逃亡を計つてきました。その間当事の執行部は、連日連夜地域の仲間と共に会社役員の自宅に張付き、また役員の尾行と連日行動を展開してきました。そして会社に出社もしない経営者を追及するため、丸善大阪支店に抗議行動に行きました。そこで佐藤金庫経営者をつかまえ、会社まで一緒につれてきて、組合員に謝罪することになりました。その後の団交で賃上げと、十項目の要求も勝ち取る事が出来、それまで資本が我々の前で赤字であると言っていたウソは追及のなかで暴露されたのでした。

また労務屋朝倉なる人物の指導のもとで組織破壊工作を計つたと暴露し、その後十年の歳月になりますが、丸善資本は労務担当という肩書で約五

名がそのつど我々の前に立ちはだかり、一層の擰取奪をおしつけていますが、そのつど闘いを展開しています。

我々は、組合結成以来今日までをかえりみて、やはり組織があるとう事はプラスであると思いました。結成当時、經營者の逃亡等々の闘いのなか、動搖した組合員も少なくありませんでした。しかし、今日まで闘いを進めてこられたのは、やはり地域総体で闘いができたためであること痛感しています。

### 課題の多い安全衛生問題

我々としては、一定の権利の確保はできましたが、まだ特に安全衛生面での問題が多く残されています。多くの苦しんでいる仲間に呼びかけて下さい。これから労働運動は非常にむずかしくなり政治的課題が多くなってきます。今日の腐敗政治を倒すのは労働者の手にかかると確信しています。我々は初心にかえり、組合結成時を思い出し、さらなる前進のため頑張る決意です。

講座内容を支部内にあてはめ、一層の安全闘争と労災事故撲滅につとめなければならぬと考えているところです。しかし、どうしても仕事が中心となり、無理な作業になりがちです。今後更に安全衛生委員会にて討議をしていかなければならないと考えてます。特に八三秋闘では労災一時金はもとより、安全面の対策に入れる事を確認しております。我々は無力ではありますが、今後とも安全センターの運動に参加していく決意です。

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号（通巻115号）昭和58年11月10日発行

### ● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円
部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

も結構です。

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱っていたいときは直接手渡しで  
定価でお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場  
合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで  
も結構です。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な  
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28

（毎月一回10日発行）